

種	類	マニュアル
作	成	論文審査・編集委員会
議	決	理事会
制定年月日	平成 11 年 (1999 年)	5 月 15 日
改定年月日	平成 28 年 (2016 年)	12 月 19 日

1. 著作権

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会(以下、本学会)の学会誌に投稿された論文、記事等の著作権の扱いは本学会の著作権管理マニュアル(本学会ホームページ <http://www.spm-hq.jp/> を参照)に従い、投稿を行う者はこの規定に記載する全ての事項を承諾したものとす。

2. 論文及び記事等

2.1 本学会誌には、次の 2.2 及び 2.3 に定める論文や記事等を掲載する。ただし、本学会の定款第 3 条の定め
に適うものを除き、特定の個人や団体の利益に帰すると思われる記述のある論文や記事等の掲載は行わない。
その決定は本学会の論文審査・編集委員会又は理事会が行い、理事会の決定が全てに優先する。

2.2 論文は次の 4 つの分類の何れかであり、プロジェクトマネジメントの全体又は各分野に関係する主張が独自
性、正確性、完結性を伴って示されていることが求められる。ただし、有用性の有無は問わない：

- a) 研究論文 高い独自性を持つ理論又は方法等の主張が認められるもの、
- b) 報告論文 プロジェクトの実施例等と言った著者の経験が具体的に示され、これを元にした再現性 又
は独自性のある方式や経験則等(新しい知見の共有に資すると考えられる有用性の高いデ
ータの公開を含む)の主張が認められるもの、
- c) 総説論文 先行研究等の総括が示され、将来展望を切り拓くことに資する独自性のある主張が認められ
るもの、
- d) 研究ノート 上の a)または b)に分類されるが、必ずしも十分な完結性が示されていないもの又は高い速
報性があると認められるもの(完結性を備えた後に、他の分類の論文として投稿することがで
きる)

2.3 記事は、2.1 に定めるもので 2.2 に相当しないものに、「解説」、「資料」、「提言」、「展望」、「文献紹介」、「書
籍紹介」、「会告」、「委員会報告」、「研究会報告」、「トピックス」等の見出しを付して掲載する。個々の記事等
に付す見出しは、論文審査・編集委員会が定める。

2.4 原稿の分量は、研究論文、報告論文、総説論文は 6 ページ以上 10 ページ以下、研究ノートは 4 ページ以
上 6 ページ以下、記事等にあっては 6 ページ以下とする。

2.5 論文および記事の掲載は以下の手順によるものとする。

- 1) 論文は、論文審査・編集委員会(論文審査担当)が選出した 2 名以上の審査員による審査結果をもとに、
論文審査・編集委員会(論文審査担当)が採否の決定を行う。なお、論文の採否決定を行う手順については、
別途定める「プロジェクトマネジメント学会論文審査マニュアル」に従うものとする。
- 2) 記事は、論文審査・編集委員会(編集担当)委員による校閲を経た後、論文審査・編集委員会(編集担当)

が採否の決定を行う。

- 2.6 論文として学会誌に掲載されるものは分類毎に論文に関する審査方針を、「プロジェクトマネジメント学会論文審査マニュアル 付属文書(審査方針)」に示す。
- 2.7 プロジェクトマネジメント学会誌, 他学会の書籍, 雑誌等によって公開されたもので, 新たなオリジナリティの存在が論文審査・編集委員会によって確認できないもの, 審査中や掲載待ちの論文等は投稿できない。ただし, ProMAC を除く研究発表会等の要旨集や予稿集に掲載されたものをまとめ直して投稿することは妨げない。
- 2.8 論文の著者は, 本学会の正会員, および, 学生会員に限る。なお, 法人会員を除く。ただし, 第一著者以外については, 非会員であっても投稿を妨げない。

3. 論文および記事の投稿

- 1) 別途定める「プロジェクトマネジメント学会誌執筆マニュアル」に従い作成すること。
- 2) 原稿は必要事項を記載した投稿申込書(本学会指定), 著作権譲渡承諾書(本学会指定)とともに, MS-Word フォーマットにて, 下記に E-mail により投稿のこと。

送付先アドレス: submit-paper@spm-hq.jp

その際, ファイル名は, 「著者の名前+投稿申込書」, 「著者の名前+原稿」, そして「著者の名前+著作権譲渡承諾書」とすること。

例)PM 太郎の場合のファイル名:

PM 太郎投稿申込書.doc PM 太郎原稿.doc PM 太郎著作権譲渡承諾書

- 3) 論文の投稿にあたっては原稿から著者情報を削除すること。
 - 4) 論文にあつては論文審査・編集委員会(論文担当), 論文以外の記事にあつては論文審査・編集委員会(編集担当)より修正等の指示があった場合には, 発信日付より 3 ヶ月以内に再提出しなければならない。3 ヶ月を越えて再提出されたものについては, 新規に投稿されたものと同様に扱う。
- ### 4. 投稿論文と投稿記事に対する課金と支払い
- 1) 研究論文, 報告論文, 総説論文は, 掲載時の状態を基準に 6 ページを超える 1 ページ毎に 1 万円を掲載料として科す。なお, 1 ページ未満のページはその多少に関わらず 1 ページとして積算する。
 - 2) 1)を除く投稿論文と投稿記事に掲載料を科さない。
 - 3) 投稿論文と投稿記事には原稿料等の支払を行わない。

附則

平成 11 年 5 月 15 日 制定(菅野文友編集委員長)

平成 13 年 4 月 26 日 改定(榎本眞三編集委員長)

平成 20 年 2 月 13 日 改定(横山眞一郎論文審査・編集委員会委員長)

平成 28 年 12 月 19 日 改定(横山眞一郎論文審査・編集委員会委員長)